

平成 18 年 5 月 31 日

社団法人 日本重症児福祉協会 様

社会福祉法人
全国重症心身障害児(者)を守る会

重症児施設入所者の日常生活費の額について

日頃より、重症心身障害児者の医療・福祉につきましては、格別なご尽力を賜り深く感謝いたしております。

ご承知のように、10 月から障害者自立支援法並びに改正児童福祉法が適用になります。これに伴って、給付費や利用者負担の方式が変更されますが、なかでも日常生活費（日用品）の範囲については、入所者個々人の状態・希望を確認して施設が提供する性質のものであり、個々人で異なるものとなることを前提として処理することとされています。

しかしながら、重症心身障害の人たちについては、それぞれの状態・希望に対応して、個々人についての日用品等の購入、経理事務の処理を行うことは極めて困難で、重症心身障害児者の療育の質の低下につながる恐れがあると推測されます。

当会では、会員の意見をもとに検討した結果、これらの問題を回避するためには、日常生活費用を入所者ごとに異なるものとせず、相互扶助の心をもって、共通の一定額として徴収されるように支部長会議で決議し、次のとおり申し合わせましたのでお知らせいたします。

記

当会は、従来、重症児施設利用者の日用品等は、措置費によって最低限のものが支給されていたとの認識をもつものであり、従来の措置費（おむつ代、療育材料費等を含む）による療育水準が維持されることを基本として、新給付費に身の回り品の一部が算入されていることを踏まえ、その差額の必要最小限の額を定額（月額 8,000 円）として負担することを確認・合意し、施設での事務処理が円滑かつ適正に行われるよう要請するものです。

契約に当っては、施設ごとの親の会との話し合いを持たれて一定額を負担する条件を定め、施設側と利用者が協定していただくことをお願いするものです。